令和８年（フ）第１５０号
滋賀県近江八幡市中小森町308番地３（１―205号）
債務者　西田　照宏
1　決定年月日時　令和８年８月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
大津地方裁判所彦根支部

令和８年（フ）第９０号
鳥取県八頭郡若桜町大字大野308番地
債務者　米田　彩香（旧姓大久保）
1　決定年月日時　令和８年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
鳥取地方裁判所民事部

令和８年（フ）第９５号
鳥取県鳥取市面影１丁目18番12―201号　県住201号
債務者　竹内　彩子
1　決定年月日時　令和８年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
鳥取地方裁判所民事部

令和８年（フ）第４９８号
岡山市北区神田町二丁目６番４号
債務者　藤代　具美
1　決定年月日時　令和８年８月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第８０号
広島県三原市須波ハイツ２丁目５番26号
債務者　豊田　美和
1　決定年月日時　令和８年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
広島地方裁判所尾道支部

令和８年（フ）第２５号
大分県佐伯市大字長谷10326番地45
債務者　狩生　正和
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

令和８年（フ）第２６号
大分県佐伯市女島３丁目10386番地７
債務者　塩月多壽代
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

令和８年（フ）第３２７号
宮崎県児湯郡高鍋町大字南高鍋7117番地　舞鶴団地Ｇ棟14号室
債務者　黒木　みさ
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１９１号
沖縄県沖縄市松本３丁目３番43号
債務者　岩城　仁貴
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和８年（フ）第１９５号
沖縄県うるま市字江洲2158番地３　クラシオンＳ205
債務者　高良　　隆
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和８年（フ）第２３０号
沖縄県中頭郡読谷村字瀬名波940番地　プルミエ　エトワール101
債務者　椿　恵莉佳
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和８年（フ）第２４４号
沖縄県うるま市字上江洲928番地４　ヘルメスファイブ201
債務者　緑間　　誠
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和８年（フ）第９１号
岩手県北上市上江釣子16地割166番地１　高橋貸家103号
債務者　佐藤　健一
1　決定年月日時　令和８年８月19日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

令和８年（フ）第６３号
宮城県角田市梶賀字高畑南262番地１
債務者　佐藤　丈太
1　決定年月日時　令和８年８月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
仙台地方裁判所大河原支部

令和８年（フ）第６４８号
横浜市緑区三保町2590番地　慶星閣
債務者　砂渡　　豪
1　決定年月日時　令和８年８月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１２６２号
横浜市金沢区能見台東13番４―101号
債務者　笠原　夏江（旧姓倉澤）
1　決定年月日時　令和８年８月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
横浜地方裁判所第３民事部